

刈長第 1 1 1 6 号  
平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日

介護保険関係事業所代表者 様

刈谷市長 竹 中 良 則  
(公 印 省 略)

マイナンバー制度開始後の介護保険関係の申請代行等について（通知）

日頃は、本市の介護保険事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

みだしのことについて、平成 2 8 年 1 月 1 日から、マイナンバー制度が始まり、介護保険関係の所定の申請書及び届書に個人番号欄が追加されます。介護事業者等において個人番号を利用する事務については、各団体宛てに平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日付け厚生労働省事務連絡通知が発出されているところですが、居宅介護支援事業者、介護保険施設又は地域包括支援センター（以下「事業者」）がこれらの申請代行等を行う場合について、本市の取扱いは下記のとおりとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 申請の代行等

(1) 被保険者本人の申請に関する判断が困難等で事業者が代行する場合  
申請書等に個人番号を記載せず、従来どおりの手続きとなる。

(2) 被保険者本人から個人番号の記載等も含め申請等を委任された場合  
申請書等とともに次の書類が必要となる。

○被保険者本人の個人番号確認書類（写し可）

個人番号カード、通知カード、住民票の写し（個人番号付）

○代理人の身元確認書類

介護支援専門員証、運転免許証 等

○代理権の確認書類

委任状（被保険者本人の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、

健康保険証又は市が送付した「要介護・要支援認定更新のお知らせ」の通知書でも可)

なお、個人番号の記載等を含めた申請等の委任は受けないが、被保険者本人等の意向により、本人が個人番号を記載した申請書等を事業者が提出する場合、事業者は個人番号を見ることのないよう、申請書等を封筒に入れる等の措置をした上で提出する。

この場合、申請書等とともに次の書類が必要となる。

○被保険者本人の個人番号確認書類（写し可）

個人番号カード、通知カード、住民票の写し（個人番号付）

○被保険者本人の身元確認書類（写し可）

（1点でよい主なもの）

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳

（2点必要な主なもの）

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、年金手帳、  
公的医療保険の被保険者証

## 2 個人番号欄が追加される申請書等

資格関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・資格取得・異動・喪失届</li><li>・住所地特例適用・変更・終了届</li><li>・被保険者証交付申請書</li><li>・被保険者証等再交付申請書 （負担割合証、負担限度額認定証の再交付を含む）</li></ul>
認定関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・要介護認定・要支援認定申請書</li></ul>
給付関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・高額介護（介護予防）サービス費支給申請書</li><li>・基準収入額適用申請書</li><li>・高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書</li><li>・負担限度額認定申請書</li><li>・特定負担限度額認定申請書 （特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）</li><li>・負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書</li><li>・介護保険サービスの種類指定変更申請書</li></ul>

### 3 その他

#### (1) 2回目以降の同一の申請等

要介護認定・要支援認定申請等については、平成28年1月以降で、同一の申請等が2回目以降の場合、個人番号の記載及び個人番号確認書類等は不要となる。

#### (2) 被保険者への案内

被保険者本人が申請等を行う場合、申請書等とともに次の書類が必要となる。(要介護認定・要支援認定の更新案内については、別紙「要介護・要支援認定 更新申請のご案内」参照)

##### ○個人番号確認書類

個人番号カード、通知カード、住民票の写し(個人番号付)

##### ○身元確認書類

(1点でよい主なもの)

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳

(2点必要な主なもの)

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、年金手帳、  
公的医療保険の被保険者証

#### (3) 個人番号確認書類の紛失等により個人番号の記載が困難な場合

緊急に申請等を行う必要があるときは、申請等の際にその旨申し出ること。

#### (4) 事業者の申請書等の写しの保管

被保険者本人等の同意を得て、事業者が個人番号の記載がある申請書等の写しを保管する場合は、原則、個人番号の部分を削除又は復元できない程度にマスキング等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で保管すること。

連絡先 長寿保険部長寿課介護認定給付係

電話 0566-62-1013

FAX 0566-24-2466

電子メール choujyu@city.kariya.lg.jp